

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 6 条第 1 項及び第 2 項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法第 6 条第 1 項各号又は第 2 項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第 4 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：